

ひな型①：責任者一人・システム内で管理する場合

情報管理規程（ひな型①）

【事業者における責任者一人（理事長、人事担当部長等）のみが、こども性暴力防止法関連システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では犯罪事実確認記録等の記録・保存等を行わない場合】

- ※ 本ひな型は最低限求められる措置をベースに記載している。各事業者は、別紙1の標準的措置の考え方を十分理解した上で、その実情に合わせて本ひな型を適宜改変した上で活用されたい。
- ※ 法関連システムとは、こども性暴力防止法（以下「法」という）の運用のために、こども家庭庁で新たに開発するシステムをいう。

第1章 総論

(1) 基本的事項

- 責任者は犯罪事実確認書の取扱いに関する基本方針を、次のとおり定める。
 - 犯罪事実確認書の取扱者は責任者1名のみとする
 - 犯罪事実確認書の記載内容について、別に記録・保存を行わない
 - 情報機器の種類や環境、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じる
 - 犯罪事実確認書の取扱いの手順に応じて必要な対応を行う
 - 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織として点検・改善を実施する
 - 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守する

第2章 組織的情報管理措置

(1) 組織体制の整備

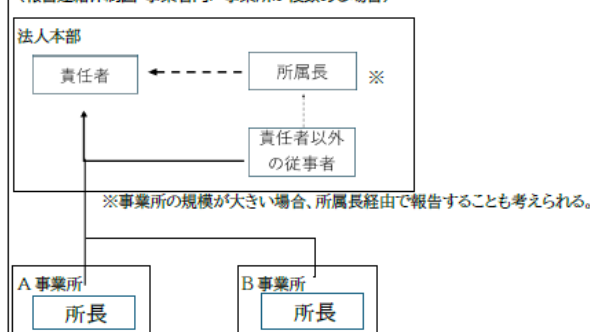
- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者（以下「責任者」という。）を設置し、●●長をもって充てる。
- 責任者は、犯罪事実確認書の管理に関する事務を総括するとともに、自ら本規程に定められた事項を遵守し、かつ従事者に遵守させるために、本規程に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。
- 責任者以外の従事者が犯罪事実確認書の漏えい等の事象の発生又は兆候を把握した場合は、責任者に報告連絡する。
- 責任者は、漏えい等の事象の発生又は兆候を把握した場合、こども家庭庁の対応マニュアルに基づき対応する。また、その対応を行うための体制を整備する。
- 責任者は、漏えい等の事象の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制及び法や情報管理規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制を次のように定める。

（報告連絡体制図：単一事業所内で完結する場合）



※事業所の規模が大きい場合、所属長経由で報告することも考えられる。

（報告連絡体制図：事業者内に事業所が複数ある場合）



- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者の任務と責任を次のように定める。

任務	責任
- 法人全体の犯罪事実確認書の申請事務取りまとめ・閲覧 - 法関連システムのID管理	- 法人全体の犯罪事実確認書の情報管理措置 - 法関連システムのID管理

(2) 点検等

- 責任者は、法や情報管理規程の遵守状況につき、定期的に自己点検又は他部署等による監査を行う。
- 自己点検の際、責任者は取扱いの不備、情報漏えいの発生の危険性、改善すべき点等について、見直し及び改善に取り組むとともに、必要に応じて規程を変更する。

第3章 人的情報管理措置

(1) 研修・訓練等

- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱いに関する次の内容について、着任時及び定期的に研修等を受講する。
 - 犯罪事実確認書の管理の重要性
 - 情報管理措置の基本原則及び具体的措置
 - 法違反、漏えい等の事実又は兆候を把握した場合の対応
 - 関係法令や事業者内規程等の変更があった場合にはその内容
 - 禁止事項と罰則
- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱い、法違反、漏えい等の事実又は兆候を把握した場合の対応について、従事者に対し、着任時に研修等を行う。
- 犯罪事実確認書の秘密保持、情報管理規程に違反した際の人事上の取扱い等に関する就業規則は次のとおり。
 - 就業規則第●条 ……